

令和 2 年第 1 回

市 議 会 定 例 会 資 料

目 次

議案第 1 号関係	-----	1
議案第 2 号関係	-----	5
議案第 3 号関係	-----	6
議案第 4 号関係	-----	7
議案第 1 2 号関係	-----	9
議案第 1 3 号関係	-----	1 4
議案第 1 4 号関係	-----	2 2
議案第 1 5 号関係	-----	3 1
議案第 1 6 号関係	-----	3 5
議案第 1 7 号関係	-----	4 1
議案第 1 8 号関係	-----	4 4
議案第 1 9 号関係	-----	4 9
議案第 2 0 号関係	-----	5 8
議案第 2 1 号関係	-----	6 1
議案第 2 2 号関係	-----	7 3
議案第 2 3 号関係	-----	7 9
議案第 2 4 号関係	-----	9 4
議案第 2 5 号関係	-----	1 0 5

議案第 2 6 号 関 係 ----- 1 2 3

報告第 1 号 関 係 ----- 1 3 1

報告第 2 号 関 係 ----- 1 3 2

報告第 3 号 関 係 ----- 1 3 3

報告第 4 号 関 係 ----- 1 3 4

令和2年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

(款 別 ・ 主 管 課 名) 事 業 名	補 正 額	説 明				
(総務費・財政課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
ふるさと基金積立金	16,930				11,427	5,503
		寄附金及び運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(総務費・文化生涯学習課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
文化振興基金積立金	355				335	20
		寄附金及び運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(総務費・秘書広報課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
姉妹都市交流基金積立金	159				149	10
		寄附金及び運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(総務費・市民課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
個人番号カード等交付事務管理経費 (繰越明許費)	10,005	10,005				
		地方公共団体情報システム機構における令和元年度通知カード・個人番号カード関連事務の委任等に係る交付金の上限見込額が引き上げられたことに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(民生費・福祉政策課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
社会福祉基金補助金	710				680	30
		寄附金を社会福祉協議会が管理する社会福祉基金に積み立てるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(民生費・高齢福祉介護課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
介護保険事業特別会計繰出金	5,000					5,000
		介護保険事業特別会計における職員給与費について不足が生じたことに伴い、繰出金を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(民生費・障害福祉課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
障害者福祉管理経費	16,726					16,726
		平成30年度の精算に伴う障害児入所給付費等国庫負担金、障害者医療費国庫負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				

令和2年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(補正第9号)
(歳出)

(単位：千円)

(款 別 ・ 主 管 課 名)	補 正 額	明 示				
(民生費・障害福祉課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
介護給付費	34,909	83,759	7,363			△ 56,213
		生活介護及び短期入所等の利用件数及び平均単価の増加に伴い、扶助費を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(民生費・障害福祉課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
訓練等給付費	80,252	80,236	18,583			△ 18,567
		就労継続支援B型及び共同生活援助等の利用件数及び平均単価の増加に伴い、扶助費を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(民生費・障害福祉課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
障害児支援給付費	12,101	6,050	3,025			3,026
		児童発達支援及び放課後等デイサービス利用件数の増加に伴い、扶助費を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(民生費・保険年金課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	800					800
		後期高齢者医療事業特別会計における職員給与費について不足が生じたことに伴い、繰出金を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(民生費・子育て支援課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
子ども未来応援基金積立金	9,707				9,707	
		寄附金を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(民生費・保育課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
民間保育所等運営事業費	20,009		582			19,427
		平成30年度の精算に伴う、子どものための教育・保育給付費負担金の過配分等を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(民生費・保育課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
施設型給付費	44,450	16,142	8,071			20,237
		人事院勧告による保育士等の単価改正及び処遇改善率の変更、入所児童数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				

令和2年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(補正第9号)
(歳出)

(単位: 千円)

(款 別 ・ 主 管 課 名) 事 業 名	補 正 額	説 明				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
(民生費・保育課)		△ 4,200	△ 4,200			17,936
放課後児童健全育成事業費	9,536	民設民営児童クラブ運営事業者の公募の結果、1小学校区について申請がなく、開所を見送ったため、負担金補助及び交付金を減額するとともに、平成30年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(民生費・生活支援課)						149,296
生活保護総務管理経費	149,296	平成30年度の精算に伴う生活保護費国庫負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(衛生費・財政課)						350,000
病院事業会計補助金	350,000	茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップに基づき、補填的な財政支援を行うため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(衛生費・環境政策課)					143	594
太陽光発電設備普及啓発基金積立金	737	寄附金及びマッチングギフト、並びに運用益を基金へ積立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(衛生費・資源循環課)					10,251	49
ごみ減量化・資源化基金積立金	10,300	有価物売却代金、寄附金及び運用益を基金へ積立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(農林水産業費・農業水産課)			35,399			12,819
強い農業・担い手づくり総合支援事業費 (繰越明許費)	48,218	台風15号及び19号により被災した市内農業者に対して、農業施設の再建・修繕等に要する経費を支援するため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(商工費・産業振興課)						12,887
中小企業振興支援事業費	12,887	利子補給金及び信用保証料の補助金が当初予算で見込んでいた金額を上回る見込みのため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				

令和2年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(補正第9号)
(歳出)

(単位:千円)

(款別・主管課名) 事業名	補正額	説明				
(土木費・拠点整備課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				20,700		3,090
萩園地区産業系市街地整備事業費 (繰越明許費)	23,790	萩園地区産業系市街地整備事業において、交差点改良事業の実施に伴い、消耗品費、公有財産購入費、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(土木費・景観みどり課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					△ 28	184
緑のまちづくり基金積立金	156	寄附金及び運用益を基金へ積立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(土木費・公園緑地課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						6,391
公園緑地等管理運営経費 (繰越明許費)	6,391	中日本高速道路株式会社が実施する新湘南バイパス耐震補強・老朽化対策工事の実施に伴い、湘南夢わくわく公園内の施設を撤去するため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(土木費・公園緑地課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				163,700		163
甘沼向原公園整備事業費 (繰越明許費)	163,863	地域の活動拠点と防災空間の確保に向けて、借地公園の用地を購入して引き続き公園として活用するため、消耗品費、委託料及び公有財産購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(土木費・公園緑地課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				187,300		470
(仮称)浜竹四丁目地内公園整備事業費 (繰越明許費)	187,770	地域の活動拠点と防災空間の確保に向けて、公園空白地となっている浜竹四丁目地内に新たな公園を整備するため、消耗品費、委託料、工事請負費及び公有財産購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(教育費・学務課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						14,569
教育事務委託負担金	14,569	藤沢市への教育事務委託負担金について、学校管理費及び事務局費等の不足が生じるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(教育費・学校教育指導課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						84,749
学校教育振興関係経費 (繰越明許費)	84,749	小学校教科書の全面改訂に伴い、教員等が使用する教科書及び指導書等を配備するため、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				

令和2年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

後期高齢者医療事業事業特別会計(補正第1号)

(歳出)

(単位:千円)

(款別・主管課名) 事業名	補正額	説明				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
(総務費・職員課) 職員給与費	800				800	
		後期高齢者医療事業特別会計の職員給与費に不足が生じたことに伴い、扶養手当、住居手当及び時間外勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				
(後期高齢者医療広域連合納付金・保険年金課) 後期高齢者医療広域連合納付金	82,853				82,853	
		保険料徴収額の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金が当初予算額を上回る見込みのため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				

令和2年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(補正第5号)

(歳出)

(単位:千円)

(款別・主管課名) 事業名	補正額	説明				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
(総務費・職員課)					5,000	
職員給与費	5,000	介護保険事業特別会計の職員給与費に不足が生じたことに伴い、時間外勤務手当を増額するもの。				
		*決定過程 理事者調整(令和2年1月27日)				

53頁

病院事業会計

1 病院事業費用

1 医業費用

2 材料費

1 薬品費

149,000千円

(補正の概要)

新規採用の薬品の一部に高額な薬品があること及び、抗がん剤治療薬の使用患者数の増加に伴い、薬品費を増額するものです。

① 新規採用の薬品

品 名	難病名称／症状
オンパットロ 点滴静注	全身性アミロイドーシス(指定難病 28)の治療薬。 症状の代表的なものとして、手足のしびれ、不整脈、下痢、タンパク尿、視力低下など。 進行すると車椅子や寝たきりの状態となる。 投与することで、症状の進行を抑制することが期待できるものとなっている。
クリスビータ 皮下注	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症(指定難病238)の治療薬。 症状として、O脚やX脚などの骨変形、成長障害、脊柱の湾曲などが生じる。 難病指定医による適切な治療が行われないと、筋力低下から寝たきりとなってしまう場合もある。

② 高額な抗がん剤治療薬の使用患者数(4月－12月実績)

(単位:人)

品 名	規 格	薬 価	令和元年度 (a)	平成 30 年度 (b)	差(c) (a－b)
オブジーボ点滴静注	240mg	413,990 円	21	8	13
キイトルーダ点滴静注	100mg	371,352 円	21	18	3
パージェタ点滴静注	420mg	242,908 円	13	8	5
テセントリク点滴静注	1200mg	637,152 円	8	2	6
イミフィンジ点滴静注	120mg	115,029 円	3	2	1
サイラムザ点滴静注液	100mg	76,659 円	17	9	8
	500mg	362,032 円			
アバスチン点滴静注用	100mg	42,511 円	54	50	4
	400mg	161,885 円			
合計			137	97	40

抗がん剤投与患者数の増加、特にオブジーボの適応拡大の影響により、患者数が顕著に伸びています。

病院事業会計

1 資本的支出

1 建設改良費

1 施設整備費

1 工事請負費

△208,600千円

市立病院本館改修工事

△208,600千円

2 委託料

△20,500千円

市立病院本館改修工事監理業務委託

△16,500千円

市立病院本館改修工事(その2)設計業務委託

△4,000千円

2 資産購入費

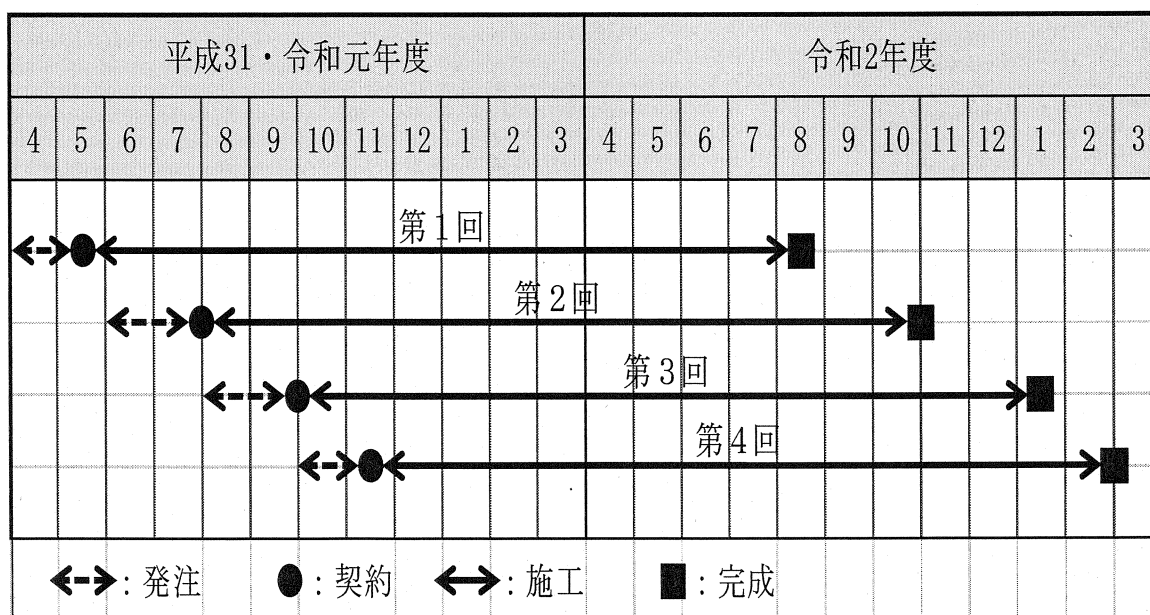
1 資産購入費

△40,000千円

【補正の概要】

市立病院本館改修事業について、入札不調に伴い着工できないことから、資本的収入及び支出を減額するとともに、継続費及び債務負担行為を廃止し、企業債を減額及び廃止するものです。

本館改修工事工程設定経過



茅ヶ崎市公文書等管理条例について

1 提案の理由

公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、行政文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図るため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

- (1) 主な用語について、定義を置くこととした。（第2条関係）
- (2) 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによることとした。（第3条関係）
- (3) 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないこととした。（第4条関係）
- (4) 職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政文書について分類し、名称を付し、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこととし、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならないこととするとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができることとし、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならないこととした。（第5条関係）
- (5) 実施機関は、行政文書ファイル及び単独で管理している文書（以下「行政文書ファイル等」という。）を適切な保存場所において、適切な記録媒体により保存しなければならないこと等とした。（第6条関係）
- (6) 実施機関は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、当該行政文書ファイル等の分類等必要な事項を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載し、公表しなければならないこととした。（第7条関係）
- (7) 市長にあっては、保存期間が満了した行政文書ファイル等について引き続き保存し、又は廃棄し、市長以外の実施機関にあっては、保存期間が満了した行政文書ファイル等について市長に移管し、又は廃棄しなければならないこと等とするとともに、実施機関は、歴史公文書等に該当するか否かについて、茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会の意見を聴かななければならないこととした。（第8条関係）
- (8) 市長以外の実施機関は、行政文書の管理の状況について、毎年度、市長に報告しなければならないこととし、市長は、毎年度、実施機関における行政文書の管理の状況

を取りまとめ、その概要を公表しなければならないこととする事とした。(第9条関係)

(9) 実施機関は、行政文書の管理に関する定めを設けなければならないこととした。(第10条関係)

(10) 市長は、特定歴史公文書等を適切な保存場所において、適切な記録媒体により、原則永久に保存しなければならないこととし、個人情報記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じる等しなければならないこととする事とともに、特定歴史公文書等の適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないこととした。(第11条関係)

(11) 何人も、市長に対して特定歴史公文書等の利用の請求(以下「利用請求」という。)をすることができることとした。(第12条関係)

(12) 市長は、その保存する特定歴史公文書等について、目録の記載に従い利用請求があったときは、当該特定歴史公文書等が引き続き保存等の措置をされたものであつて、茅ヶ崎市情報公開条例(昭和61年茅ヶ崎市条例第2号。以下「情報公開条例」という。)第5条第1号に掲げる情報等が記録されている等の場合を除き、これを利用させなければならないこと等とした。(第13条関係)

(13) 市長は、情報公開条例第5条第1号に掲げる情報により識別される特定の個人(以下「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があつた場合において、本人であることを示す書類の提示等があつたときは、本人の生命等を害するおそれがある情報が記録されていない場合は、これを利用させなければならないこととした。(第14条関係)

(14) 利用請求をしようとする者は、氏名又は名称等を記載した書面を市長に提出しなければならないこととした。(第15条関係)

(15) 市長は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨を決定し、利用請求者に通知しなければならないこと等とする事とした。(第16条関係)

(16) (15)の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があつた日から起算して30日以内にしなければならないこととし、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、当該決定に要する期間を30日以内に限り延長することができることとした。(第17条関係)

(17) 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため利用請求があつた日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該利用請求に係る特定歴史公文書等の

- うちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をすれば足りることとし、その場合は、利用請求者に対し、理由等を書面により通知しなければならないこととした。(第18条関係)
- (18) 利用請求に係る特定歴史公文書等に市、国等及び利用請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、市長は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができることとした。(第19条関係)
- (19) 市長が特定歴史公文書等を利用させる場合は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案した方法により行うこと等とした。(第20条関係)
- (20) 特定歴史公文書等の写し等の交付に要する費用は、利用請求者の負担とすることとした。(第21条関係)
- (21) 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しないこととした。(第22条関係)
- (22) 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があったときは、市長は、審査請求が不適法であり、却下する場合等を除き、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととした。(第23条関係)
- (23) 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、情報公開条例を準用すること等とした。(第24条関係)
- (24) 市長は、特定歴史公文書等について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならないこととした。(第25条関係)
- (25) 特定歴史公文書等を引き続き保存し、又は移管した実施機関が所掌事務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合は、情報公開条例第5条第1号に掲げる情報等が記録されていても、当該部分を除く等することなく利用させることができることとした。(第26条関係)
- (26) 市長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が重要でなくなったと認める場合には、あらかじめ茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会の意見を聴いた上で当該文書を廃棄することができることとした。(第27条関係)
- (27) 市長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならないこととした。(第28条関係)
- (28) 市が出資する法人その他の法人及び指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、その保

有する文書の適正な管理に関して必要な措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

(第 29 条関係)

(29) 市長は、この条例の目的を達成する範囲内において必要があると認めるときは、行政文書の管理について、実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる事とした。(第 30 条関係)

(30) 実施機関は、それぞれ、当該実施機関の職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする事とした。(第 31 条関係)

(31) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める事とした。(第 32 条関係)

(32) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する事とし、所要の経過措置を設ける事とした。

茅ヶ崎市公文書等管理条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

○公文書等の管理に関する法律

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

○茅ヶ崎市自治基本条例

(説明責任)

第13条 市は、市政に関する事項について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民から、市政に関する事項について説明を求められたときは、速やかに応答しなければならない。

(情報の管理等)

第15条 市は、市政に関する情報の収集並びに市が保有する情報の利用及び提供並びに管理を適正に行わなければならない。

2 市は、市が保有する情報を正確、完全かつ最新なものに保つとともに、常に利用が可能な状態にしておかなければならない。

茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市公文書等管理条例の施行に伴い、関係条例の規定を整備する等のため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項、第138条の4第3項、第203条の2第4項及び第228条第1項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市附属機関設置条例関係

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の設置目的に特定歴史公文書等の利用決定等に対する審査請求に係る答申をすることを加えるとともに、茅ヶ崎市史編さん委員会につき、名称を茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会に改め、及び設置目的に特定歴史公文書等の管理に関する事項に係る答申等をするを加えることとした。（別表関係）

(2) 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例関係

茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会の臨時委員の報酬の額を定めると等とした。（別表第1関係）

(3) 茅ヶ崎市情報公開条例関係

ア 特定歴史公文書等を行政文書から除くこととするとともに、文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録を行政文書とすることとした。（第3条関係）

イ 規定を整備することとした。（第17条、第18条、第27条から第29条まで関係）

(4) 茅ヶ崎市個人情報保護条例関係

ア 特定歴史公文書等を行政文書から除くこととするとともに、文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録を行政文書とすることとした。（第2条関係）

イ 規定を整備することとした。（第16条、第41条、第46条関係）

(5) 茅ヶ崎市手数料条例関係

特定歴史公文書等の利用に係る手数料は、徴収しないこととした。（第5条関係）

(6) この条例は、令和3年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正) 別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
市	略	略	略
	茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会	茅ヶ崎市情報公開条例 (昭和61年茅ヶ崎市条例第2号) 第10条第1項の規定による 可否の決定に対する審査請求若しくは同条例第24条第5項 (同条例第25条第2項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による助言の求め又は茅ヶ崎市個人情報保護条例 (平成8年茅ヶ崎市条例第10号) 第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の規定による決定に対する審査請求若しくは同条例第48条第5項の規定による助言の求め	略
市		茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会	略

長		諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	
	略	略	略
	茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会	次に掲げる事項につき市長（第2号に掲げる事項にあつては、実施機関）の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。 (1) 茅ヶ崎市史の編さんに関する事項 (2) 歴史公文書等の選別に関する事項 (3) 特定歴史公文書等の廃棄その他の管理に関する事項	略
略	略	略	略

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

別表第1（第1条関係）

職	名	区分	報酬額
略		略	略
	市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会委員	日額	10,000円

長		諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	
	略	略	略
	茅ヶ崎市史編さん委員会	茅ヶ崎市史の編さんに関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	略
略	略	略	略

別表第1（第1条関係）

職	名	区分	報酬額
略		略	略
	市史編さん委員会委員	日額	10,000円

市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会臨時委員	日額	10,000円
略	略	略

備考 略

(茅ヶ崎市情報公開条例の一部改正)

(定義)

第3条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 略

(2) 茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第 号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等

(3) 図書館、美術館その他これらに類する施設等において、当該施設等の設置等の目的に応じて収集され、整理され、及び保存されている図書、記録、図画その他の資料

2 略

(審査会への諮問)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 略

(2) 略

略	略	略
---	---	---

備考 略

(定義)

第3条 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関において管理

しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 略

(2) 図書館、美術館その他これらに類する施設（歴史的又は文化的な資料に係る事務を分掌する機関を含む。）において、当該施設の設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存している 図書、記録、図画その他の資料

(3) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、実施機関が定めるもの

2 略

(審査会への諮問)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）
第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
(1) 略
(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(情報の公開に関する制度の改善等)

第27条 略

(運用状況の公表)

第28条 略

(委任)

第29条 略

(茅ヶ崎市個人情報保護条例の一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)

略

(4)

(5) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職

(3) 当該審査請求に係る公開決定等 について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）
第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 略

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
(行政文書の管理等)

第27条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の分類、作成及び保存その他の行政文書の管理に関する必要な事項を定めるとともに、これを公表するものとする。

3 実施機関は、その定めるところにより、行政文書の目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(情報の公開に関する制度の改善等)

第28条 略

(運用状況の公表)

第29条 略

(委任)

第30条 略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)

略

(4)

(5) 行政文書 実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関にお

員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 略	員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 略
イ 図書館、美術館その他これらに類する施設（歴史的又は文化的な資料に係る事務を分掌する機関を含む。第４６条第３号において同じ。）において、当該施設の設置目的 _____ に応じて収集し、整理し、及び保存している 図書、記録、図画その他の資料	イ 茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和２年茅ヶ崎市条例第 _____ 号）第２条第４項に規定する特定歴史公文書等
ウ 図書館、美術館その他これらに類する施設等 _____ において、当該施設等の設置等の目的に応じて収集され、整理され、及び保存されている図書、記録、図画その他の資料	ウ 図書館、美術館その他これらに類する施設等 _____ において、当該施設等の設置等の目的に応じて収集され、整理され、及び保存されている図書、記録、図画その他の資料
(6) 保有個人情報 実施機関の職員が _____ 職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）をいう。	(6) 保有個人情報 実施機関の職員が _____ 職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）をいう。
(7) _____ 略 (11) _____ (廃棄)	(7) _____ 略 (11) _____ (廃棄)
第１６条 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報 を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。	第１６条 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報 を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。
_____ (審査会への諮問)	_____ (審査会への諮問)
第４１条 略	第４１条 略
第 2 略	第 2 略
3 第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。	3 第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 略
(3) 当該審査請求に係る開示又は不開示の決定について反対意見を提出	(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示 _____ について反対意見を提出

いて管理 _____ しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 略

イ 図書館、美術館その他これらに類する施設（歴史的又は文化的な資料に係る事務を分掌する機関を含む。第４６条第３号において同じ。） _____ において、当該施設の設置目的 _____ に応じて収集し、整理し、及び保存している 図書、記録、図画その他の資料

ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの

(6) 保有個人情報 実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているもの（行政文書に記録されているものに限る。）をいう。

(7) _____ 略 (11) _____ (廃棄)

第１６条 実施機関は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報 を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な資料に係る事務を分掌する機関において当該機関の設置目的のために保存されることとなる保有個人情報については、この限りでない。

_____ (審査会への諮問)

第４１条 略

第 2 略

3 第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 当該審査請求に係る開示又は不開示の決定について反対意見を提出

した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）	した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
(手数料の減免) 第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。 (1) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 2 略 3 略	(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正) (手数料の減免) 第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。 (1) 略 (9) 略 (10) 茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第1号）第13条の規定による特定歴史公文書等の利用に係るもの (11) 略 (12) 略 (13) 略 2 略 3 略

茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五十万円を超えないときは、五十万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

茅ヶ崎市行政不服審査条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項及び第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する第 78 条第 4 項

3 条例の概要

- (1) 所要の規定を整備することとした。（第 14 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市行政不服審査条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(審査会が行う資料交付の方法) 第14条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。 (1) 略 (2) 略 (3) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項</u>の規定により<u>同法第6条第1項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	(審査会が行う資料交付の方法) 第14条 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。 (1) 略 (2) 略 (3) <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項</u>の規定により<u>同項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

茅ヶ崎市行政不服審査条例の一部を改正する条例参照条文

○行政不服審査法

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

- 第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 6 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

。

(提出資料の閲覧等)

- 第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 第八十一条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。
- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適当又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができる。
- 3 前節第二款の規定は、前二項の機関について準用する。この場合において、第七十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

- 4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により共同設置する機関にあつては、同項の規約）で定める。

した電子情報処理組織をいう。を使用し、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとした場合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ。

（母子保健法の一部改正）

第七條 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十九條の次に次の一条を加える。

（健康診査に関する情報の提供の求め）

第十九條の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児であつて、かつて当該市町村以外の市町村（以下この項において「他の市町村」という。）に居住していた者又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、第十条の保健指導、第十一条、第十二条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第二項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要であると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査に関する情報の提供を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるところにより行うよう努めなければならない。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第八條 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四條の次に次の一項を加える。

3 液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付（再交付を含む。以下この項において同じ。）に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

2 前項の委託契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該委託契約の当事者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定（同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定第十号に掲げる部分を除く。）、同法別表第三の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同法別表第四の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、及び同法別表第五の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分（第五十七條）を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。）、同法第十八条の改正規定、同法第三十七條第七項（第五十七條第一項）に改める部分に限る。）、同法第五十六條（見出しを含む。）、第五十七條（見出しを含む。）、第五十七條の見出しの改正規定（電子計算機処理等の受託者等）を「利用者証明検査者等」に改める部分に限る。）、及び同条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条から附則第六条までに附則第三條、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定並びに第七條の規定並びに附則第三條、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定、公布の日

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第十五條）を「第十五條の四」に、「第二十條」を「第二十一條の三」に、「第二十一條」を「第二十一條の四」に改める部分に限る。）、同法第二条及び

第三条の改正規定、同法第十条の次に一條を加える改正規定、同法第十二條第一項及び第五項、

第十二條の二第四項並びに第十二條の四第四項の改正規定、同法第二章第十五條の次に三條を

加える改正規定、同法第十九條の次に一條を加える改正規定、同法第二十条第一項の改正規定、

同法第二十一條の改正規定（すべて）を「全て」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十一條

の四とする改正規定、同法第三章に三條を加える改正規定（第二十一條の三第五項の表第十二條

第五項の項、第十二條の二第四項の項及び第十二條の三第七項の項に係る部分を除く。並びに同

法第二十四條、第三十條の五十一、第三十六條の二第二項、第三十七條第一項、第四十三條、第

四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三條中電子署名等に係る地方公共団体

情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第二項の改正規定及び同法第七十九條に一

項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第

十二條、第五十七條、第五十八條、第六十一條並びに第六十三條（日本国憲法の改正手続に關す

る法律（平成十九年法律第五十一号）第六十六條第二項の改正規定に限る。）、公布の日か

ら起算して二十日を経過した日

三 第五條の規定、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）の施

行の日

四 附則第三十九條（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十五條の二第四項第二

号の改正規定に限る。）、平成三十二年一月一日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」

という。）のいずれか遅い日

五 附則第三十條（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二條の二十五第十五項及

び第六十六項並びに第七十二條の二十六第十項及び第七十一條の改正規定並びに同法附則第九條の五

の改正規定に限る。）、第四十四條、第五十條及び第七十一條の規定、平成三十二年四月一日又は

施行日のいずれか遅い日

六 第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正

規定、同法第三條第四項の改正規定、同法第十七條第三項の改正規定（第一号に掲げる部分を除

く。）、同法第十九條の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、

同法第三十八條の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条の次に二條を加える改正規定、同法

第四十一條、第四十五條第一項、第四十五條、第五十一條（見出しを含む。）、第五十三條（見出

しを含む。）、及び第四十五條（見出しを含む。）、第五十七條（見出しを含む。）、第五十七條（同

号に掲げる部分を除く。）、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六條第一項の改正規定、同

法第六十七條第一項の改正規定（同項に一号を加える部分に限る。）、並びに同法第七十四條及び第

七十七條第一項の改正規定並びに第四條中番号利用法第七條及び第十六條の改正規定、番号利用

法第七條の改正規定（同条第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定め

る書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。）、並びに番号利用法第五十五條

及び附則第三條の改正規定並びに附則第六條の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲

内において政令で定める日

七 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定、平成三

十三年一月一日

八 第六條の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

九 第二条中住民基本台帳法第十七條の改正規定（同条に三號を加える部分（第五号及び第六号に

係る部分に限る。）、同法第二十條第二項から第五項までの改正規定及び同法第三章に三

條を加える改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、並びに附則第四條第四項及び第八項の規定

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第八條、第九條、

第十三條及び第十五條第二項の改正規定、同法第十七條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、

同法第十八條及び第十九條第四項の改正規定、同法第二十條の次に三條を加える改正規定、同法

第二十一條の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第二十六條から第三十條までの改正

において、行政機関等は「第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等」を「署名等」と改め、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分については、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）とする。

第四条を第七条とする。

第三条第一項を次のように改める。
申請等を行う当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第三条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「書面等」により行うものとして規定した申請等に関する「前項の電子情報処理組織を使用する方法」を「規定する方法」に改め、「みなして」の下に「当該法令その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、行政機関等は」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「とし」を「を」に改め、同条第五項中「第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かわらず」の下に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条に規定する個人番号カードをいう。第十一項において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもつてすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）とする。

第三条第六条とする。
第二条第二号二及びホ中「をいう」の下に「へにおいて同じ」を加え、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号中「作成し」を「作成し」に改め、同条第十一号とし、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が經由機関に対して行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。

第二条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「次号から第九号まで」を「以下この条及び第十四条第一項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、經由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を經由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごと、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。
第二条第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。
三 国の行政機関等 次に掲げるものをいう。
イ 前号イ及びロに掲げるもの
ロ 前号二及びロからチまでに掲げる者のうちその者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの

四 民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。
第二章 情報通信技術を活用した行政の推進
第二節 情報システム整備計画等
（情報システム整備計画）
第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。

一 計画期間
二 情報システムの整備に関する基本的な方針
三 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項
イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲
ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間
四 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項
イ 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようにするものの種類
ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間
五 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき次に掲げる措置に関する事項
イ データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）
ロ 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供

六 行政機関等による情報システムの共用の推進に関する事項
七 その他情報システムの整備に関する事項
内閣総理大臣は、情報システム整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。計画を公表しなければならない。
前二項の規定は、情報システム整備計画の変更について準用する。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)の部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 情報通信技術を活用した行政の推進
 - 第一節 情報システム整備計画等(第四条・第五条)
 - 第二節 手続等における情報通信技術の利用(第六条―第十条)
 - 第三節 添付書面等の省略(第十一条)
 - 第四節 その他の施策(第十二条・第十三条)
- 第三章 民間手続における情報通信技術の活用に関する施策(第十四条・第十五条)
- 第四章 雑則(第十六条―第十九条)
- 附則
- 第一章 総則
 - 第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)第十三条及び官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第七十条の規定に基づき法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十二条中「当該手続等について規定する」を「手続等に関する他の」に改め、同条を第十八条とする。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年十二月十六日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 高市 早苗
法務大臣臨時代理 国務大臣 武田 良太
外務大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉
財務大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉

茅ヶ崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について

1 提案の理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、関係条例の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項及び第31条
- (2) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条第1項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例関係

短時間勤務会計年度任用職員の懲戒処分としての減給について、その期間及び額を定めることとした。（第3条関係）

- (2) 茅ヶ崎市職員の服務に関する条例関係

ア 会計年度任用職員及び臨時的に任用された職員の服務の宣誓については、別段の定めをすることができることとした。（第2条関係）

イ 規定を整備することとした。（第1条、第3条関係）

- (3) 茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例関係

給料を支給される非常勤の職員に係る補償基礎額は、平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とすることとした。（第5条関係）

- (4) この条例は、令和2年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)	
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、1日以上6月以下の期間において、給料の額の10分の1以下を減ずるものとする。	第3条 減給は、1日以上6月以下給料 の10分の1以下を減ずるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の減給は、1日以上6月以下の期間において、茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号。次項において「会計年度任用職員報酬条例」という。）第2条の基本報酬の額から、同条例第4条第1項に規定する給料表による額に同項に規定する割合を乗じて得た額を差し引いた額の10分の1以下を減ずるものとする。	
3 会計年度任用職員報酬条例第5条に規定する報酬算定基礎額の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、同項中「第4条第1項に規定する給料表による額に同項」とあるのは、「第5条に規定する規則で定める額に同条」とする。	
(茅ヶ崎市職員の服務に関する条例の一部改正)	
(趣旨)	(この条例の目的)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき 職員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。
(職員の服務の宣誓)	(職員の服務の宣誓)
第2条 新たに職員	第2条 新たに職員（臨時職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。
となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。	
2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。	
(委任)	(権限の委任)
第3条 この条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める	第3条 この条例に定めるものを除く外職員の服務の宣誓に関し必要な事項は任命権者が定めることができる。

(茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

(補償基礎額)

第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1)

ㄱ 略

(4)

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(補償基礎額)

第5条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1)

ㄱ 略

(4)

茅ヶ崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例参照条文

○地方公務員法

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。））、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又はこれらの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

4 職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

(服務の宣誓)

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

○地方公務員災害補償法

(非常勤の地方公務員等に係る補償の制度)

第六十九条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。

2 地方独立行政法人は、職員以外の役員のうち労働者災害補償保険法の規定の適用を受けないものに対する補償の制度を定めなければならない。

3 第一項の条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を規則で定めることとするため提案する。

2 根拠法規

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項

3 条例の概要

(1) 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定めることとした。（第 7 条関係）

(2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第7条 略 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。 3 前項に規定するもののほか、<u>同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第7条 略 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方公務員法

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当っては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

国家公務員に準じて、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を定めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第38号）

第7条第3項

3 規則の概要

- (1) 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、1月においては45時間の範囲内で、1年においては360時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする等とした。（第10条の2関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（第10条関係）
- (3) この規則は、令和2年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(時間外勤務を命ずる際の考慮) 第10条 任命権者は、<u>職員に時間外勤務(条例第7条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)</u>を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。 2 任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)</u>に<u>時間外勤務</u>を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。 <u>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u> 第10条の2 任命権者は、職員に対し、<u>時間外勤務を命ずる場合には、次に定める時間(以下この条において「限度時間」という。)</u>の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。 (1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間 (2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間 2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職員に対し、<u>限度時間を超えて時間外勤務を命ずる特別の事情がある場合には、次に定める時間及び月数(以下この条において「上限時間等」という。)</u>の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずることができる。 (1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満 (2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間 (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間 (4) 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月 3 任命権者は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、<u>限度時間又は上限時間等を超えて、職員に対し、時間外勤務を命ずることができる。この場合に</u>	(時間外勤務を命ずる際の考慮) 第10条 任命権者は、<u>条例第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること</u>を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。 2 任命権者は、<u>条例第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において再任用短時間勤務職員(条例第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)</u>に<u>勤務すること</u>を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

において、任命権者は、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をしなければならない。

4 任命権者は、前項の規定により、職員に対し、上限時間等を超えて時間外勤務を命じたときは、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる職員については、適用しない。

(1) 労働基準法第36条に規定する協定に基づき時間外勤務及び休日における勤務の上限が定められる職員

(2) 条例の適用を受ける職員となった国又は他の地方公共団体等の職員、国又は他の地方公共団体等の職員となった職員（条例の適用を受ける職員に限る。）その他これらに類する職員のうち、任命権者が定める職員

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会委員の報酬の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会委員の報酬を日額 10,000 円に引き上げることとした。（別表第 1 関係）
- (2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																								
別表第 1 （第 1 条関係）	別表第 1 （第 1 条関係）																								
<table><tr><th>職名</th><th>区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>予防接種健康被害 調査会委員</td><td>日額</td><td><u>1 0 , 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	職名	区分	報酬額	略	略	略	予防接種健康被害 調査会委員	日額	<u>1 0 , 0 0 0 円</u>	略	略	略	<table><tr><th>職名</th><th>区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>予防接種健康被害 調査会委員</td><td>日額</td><td><u>5 , 0 0 0 円</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	職名	区分	報酬額	略	略	略	予防接種健康被害 調査会委員	日額	<u>5 , 0 0 0 円</u>	略	略	略
職名	区分	報酬額																							
略	略	略																							
予防接種健康被害 調査会委員	日額	<u>1 0 , 0 0 0 円</u>																							
略	略	略																							
職名	区分	報酬額																							
略	略	略																							
予防接種健康被害 調査会委員	日額	<u>5 , 0 0 0 円</u>																							
略	略	略																							
備考 略	備考 略																								

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

医療職給料表(1)の適用を受ける者で救急医療業務手当を支給するものの範囲を改めるため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項

(2) 茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号)第18条第2項

3 条例の概要

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける者で救急医療業務手当を支給するものは、規則で定めるものとする事とした。(第12条関係)

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(救急医療業務手当) 第12条 救急医療業務手当は、病院に勤務する職員のうち次に掲げる者が正規の勤務時間以外の時間又は茅ヶ崎市職員給与条例第19条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等における正規の勤務時間に救急医療等に従事した場合に支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける者<u>で規則で定めるもの</u> (2) 略 2 略	(救急医療業務手当) 第12条 救急医療業務手当は、病院に勤務する職員のうち次に掲げる者が正規の勤務時間以外の時間又は茅ヶ崎市職員給与条例第19条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等における正規の勤務時間に救急医療等に従事した場合に支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける者_____ (2) 略 2 略

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○茅ヶ崎市職員給与条例

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の改正に伴い、医療職給料表(1)の適用を受ける職員で救急医療業務手当を支給する職員を定める等のため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成28年茅ヶ崎市条例第43号）第12条第1項

3 規則の概要

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員で救急医療業務手当を支給するものは、その職務の級が2級以上である職員とすること等とした。（第8条関係）

(2) この規則は、令和2年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(救急医療業務手当) 第8条 <u>条例第12条第1項第1号の規則で定める職員は、その職務の級が2級以上である職員とする。</u> <u>2</u> 条例第12条第1項第2号の規則で定める職員は、<u>その職務の級が5級及び6級である職員とする。</u>	(救急医療業務手当) 第8条 — 条例第12条第1項第2号の規則で定める職員は、<u>看護師長の職に</u>ある職員とする。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

3 条例の概要

(1) 所要の規定を整備することとした。（別表第1関係）

(2) この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 (第 2 条関係)			別表第 1 (第 2 条関係)		
手数料を徴収する事務	金額	摘要	手数料を徴収する事務	金額	摘要
略	略	略	略	略	略
7 5 毒物及び劇物取締法第 4 条第 3 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	略		7 5 毒物及び劇物取締法第 4 条第 4 項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	略	
略	略	略	略	略	略
<u>1 5 0 削除</u>			<u>1 5 0 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成 2 6 年総務省令第 8 5 号) 第 1 1 条の規定による通知カードの再交付</u>	<u>1 枚につき 5 0 0 円</u>	

		(通知カード若しくは個人番号カードの追記欄の余白がなく なった場合又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外への転出により通知カードを返納した場合における再交付を除く。)	
151 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条の規定による個人番号カードの再交付(個人番号カードの追記欄の余白がなくなくなった場合又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外への転出により個人番号カード	略	151 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令 第28条の規定による個人番号カードの再交付(通知カード若しくは個人番号カードの追記欄の余白がなくなくなった場合又は個人番号若しくは住民票コードの変更若しくは国外への転出により個人番号カード	略

ドを返納した場合に おける再交付を除く 。)	
	略

備考 略

ドを返納した場合に おける再交付を除く 。)	
	略

備考 略

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○毒物及び劇物取締法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の規定による改正後のもの）

(営業の登録)

第四条 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第五条、第七条第三項、第十条第一項及び第十九条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う。

- 2 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所、輸入業者にあつては営業所、販売業者にあつては店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。
- 3 製造業又は輸入業の登録は、五年ごとに、販売業の登録は、六年ごとに、更新を受けなければ、その効力を失う。

第二、条中住民基本台帳法別表第一の改正規定（同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。）、同法別表第一の改正規定（第四の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、及び同法別表第五の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第三号中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定（同項第三号に係る部分及び同項第十八号に係る部分（第五十七條を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。）」を除く。）、同法第十八条の改正規定（同法第三十七條第七條第三項の改正規定（同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分（第五十七條を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。）」を除く。）、同法第五十六條（見出しを含む。）、の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定（電子計算機処理等の受託者等）を「利用者証明検査者等」に改ずる部分に限る。）、及び同条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）、同法四中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条から附則第六条までに附において「番号利用法」という。）、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第三條、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定、公布の日

九 第二条中住民基本台帳法第十七条の改正規定（同条に三号を加える部分（第五号及び第六号に係る部分に限る。）に限る。）、同法第二十条第二項から第五項までの改正規定及び同法第三章に三条を加える改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、並びに附則第四条第四項及び第八項の規定公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第八条、第九条第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第十八条及び第十九条第四項の改正規定、同法第二十條の次に三条を加える改正規定、同法第二十一条の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第二十六条から第三十条までの改正

-55-

- 七 特定利用者証明検査者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。
- 八 特定利用者証明検査者から次条第一項に規定する特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。
- 九 次条第一項に規定する特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等に関する事務（特定利用者証明検査者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。
- 十 第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務（特定利用者証明検査者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者が第五十七条第三項の規定に違反したとき。
- （特定利用者証明検査者証明符号）
- 第三十八条の三 特定利用者証明検査者は、機構に対し、特定利用者証明検査者であることを示す符号（以下「特定利用者証明検査者証明符号」という。）の提供を求めることができる。
- 二 機構は、特定利用者証明検査者から前項の求めがあつたときは、総務省令で定めるところにより、特定利用者証明検査者証明符号の提供を行うものとする。
- 三 機構及び特定利用者証明検査者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検査者証明符号の提供を行うに当たつて合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。
- 第四十一条及び第四十四条第一項中「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の下に「並びに特定利用者証明検査者証明符号」を加える。
- 第四十五条に次の一号を加える。
- 九 第三十八条の三第二項の規定により特定利用者証明検査者証明符号を提供する場合第五十一条の見出し中「利用者証明検査者」を「利用者証明検査者等」に改め、同条に次の二項を加える。
- 三 特定利用者証明検査者が特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該特定利用者証明検査者は、当該特定利用者証明検査者証明符号の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該特定利用者証明検査者証明符号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 四 前項の規定は、特定利用者証明検査者から特定利用者証明検査者証明符号の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
- 第五十三条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。
- 二 特定利用者証明検査者は、第三十八条の二第一項の規定を受けて行う確認に必要な範囲内で、特定利用者証明検査者証明符号を利用するものとし、特定利用者証明検査者証明符号を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。
- 第五十五条の見出し中「秘密保持義務等」を「秘密保持義務」に改め、同条に次の一項を加える。
- 三 前二項の規定は、特定利用者証明検査者について準用する。この場合において、前二項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検査者証明符号」と読み替へるものとする。
- 第五十六条の見出し中「電子計算機処理等の受託者等」を「署名検査者等」に改め、同条第一項中「署名検査者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「関する事務」の下に「署名検査者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。」を加える。

- 第五十七条の見出し中「電子計算機処理等の受託者等」を「利用者証明検査者等」に、「義務」を「義務等」に改め、同条中「利用者証明検査者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う」を削り、「関する事務」の下に「利用者証明検査者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。」を加え、同条に次の二項を加える。
- 二 前項の規定は、特定利用者証明検査者について準用する。この場合において、同項中「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」とあるのは、「特定利用者証明検査者証明符号」と読み替へるものとする。
- 三 第三十八条の二第一項の規定により認可を受けて行う確認に関する事務（特定利用者証明検査者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行うものを含む。）に従事している者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 第六十六条第一項中「受けた者」の下に「及び特定利用者証明検査者」を加え、同条第二項中「行政機関等及び裁判所を除く。第七十八条第二項において同じ。」及び「行政機関等及び裁判所を除く。同項において同じ。」を削る。
- 第六十七條第一項第一号中「第三十六條」の下に「第三條の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項第五号中「第二十二條第六項」の下に「第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項に次の一号を加える。
- 八 第三十八條の三第二項の規定による特定利用者証明検査者証明符号の提供に係る事務第六十七條第三項中「住所」を「住所（市町村長）」の下に「又は附屬管理市町村長」を加える。
- 第六十七條第四項中「第五十五條」を「第五十五條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。
- 第七十八條第一項中「又は第六號」を「若しくは第六號」に改め、「受けた者」の下に「又は特定利用者証明検査者」を加える。
- 第七十九條の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。
- 二 前項の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。
- （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）
- 第四條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。
- 第二條第七項中「氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める」を「次に掲げる」に、「その他」を「その他」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 氏名
- 二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七條第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七條第二項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）
- 三 生年月日
- 四 性別
- 五 個人番号
- 六 その他政令で定める事項
- 第七條第一項中「通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載されたカードをいう。以下同じ。）により」を削り、同条第二項中「通知カードにより」を削り、同条第四項から第七項までを削り、同条第八項中「前各項」を「前三項」に「通知カードの様式その他通知カード」を「第一項又は第二項の規定による通知」に改め、同項を同条第四項とする。
- 第十四條第二項中「まで」の下に「又は第三十條の四十四から第三十條の四十四の五まで」を加え、「機構保存本人確認情報（を削り、第三十條の九に）を「第三十條の七第四項に」に「をいう。」を「又は同法第三十條の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（に「同じ」の」を「機構保存本人確認情報」という。）に改める。
- 第十六條中「若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類」を削り、「又はこれらに代わるべき」を「その他」に改める。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の部を次のように改める。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 情報通信技術を活用した行政の推進
- 第一節 情報システム整備計画等（第四条・第五条）
- 第二節 手続等における情報通信技術の利用（第六条―第十条）
- 第三節 添付書面等の省略（第十一条）
- 第四節 その他の施策（第十二条・第十三条）
- 第三章 民間手続における情報通信技術の活用に関する施策（第十四条・第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条―第十九条）
- 附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第十三条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）第七十条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十二条中「当該手続等について規定する」を「手続等に関する他の」に改め、同条を第十八条とする。

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市香川児童クラブの利用環境の向上を図ることを目的に当該児童クラブを移転するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市香川児童クラブの位置は、茅ヶ崎市香川一丁目30番59号とすることとした。（別表関係）
- (2) この条例は、令和2年3月30日から施行することとした。

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																
<table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>茅ヶ崎市香川児童クラブ</td><td>茅ヶ崎市香川一丁目30番 <u>59号</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名 称	位 置	略	略	茅ヶ崎市香川児童クラブ	茅ヶ崎市香川一丁目30番 <u>59号</u>	略	略	<table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>茅ヶ崎市香川児童クラブ</td><td>茅ヶ崎市香川六丁目9番4 <u>6号</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名 称	位 置	略	略	茅ヶ崎市香川児童クラブ	茅ヶ崎市香川六丁目9番4 <u>6号</u>	略	略
名 称	位 置																
略	略																
茅ヶ崎市香川児童クラブ	茅ヶ崎市香川一丁目30番 <u>59号</u>																
略	略																
名 称	位 置																
略	略																
茅ヶ崎市香川児童クラブ	茅ヶ崎市香川六丁目9番4 <u>6号</u>																
略	略																

茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の賦課額の限度額及び保険料の減額の対象となる所得の基準を引き上げるため提案する。

2 根拠法規

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 81 条

3 条例の概要

- (1) 保険料の賦課額のうち基礎賦課限度額を 630,000 円に引き上げることとした。
（第 22 条関係）
- (2) 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課限度額を 170,000 円に引き上げることとした。（第 36 条関係）
- (3) 保険料の減額の対象となる納付義務者の所得金額に係る基準において、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の額の 10 分の 5 を減額して保険料を算定する場合にあっては被保険者数に乗ずる金額を 285,000 円に、10 分の 2 を減額して保険料を算定する場合にあっては被保険者数に乗ずる金額を 520,000 円にそれぞれ引き上げることとした。（第 41 条関係）
- (4) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(基礎賦課限度額) 第22条 第15条又は第18条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第1項において同じ。）は、<u>630,000円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課限度額) 第36条 第33条の賦課額は、<u>170,000円</u>を超えることができない。 (保険料の減額) 第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 略 イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に	(基礎賦課限度額) 第22条 第15条又は第18条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の基礎賦課額との合算額をいう。第40条及び第41条第1項において同じ。）は、<u>610,000円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課限度額) 第36条 第33条の賦課額は、<u>160,000円</u>を超えることができない。 (保険料の減額) 第41条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条又は第18条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>280,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 略 イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>510,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に

当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 略 イ 略 2 3 略 4	当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア 略 イ 略 2 3 略 4
---	---

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例参照条文

○国民健康保険法

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

○地方税法

(所得控除)

第三百十四条の二 略

2 市町村は、所得割の納税義務者については、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から三十三万円を控除するものとする。

3

） 略

1 3

○国民健康保険法施行令（国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第18号）の規定による改正前のもの）

(市町村の保険料の賦課に関する基準)

第二十九条の七 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号イ(6)及びロ(4)において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項及び附則第四条第二項において同じ。）
- 二 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第三項及び附則第四条第三項において同じ。）
- 三 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（第四項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第四項において同じ。）

2 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該基礎賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第四条第二項第一号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における(1)から(6)までに掲げる額の合算額

(1) 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、

- 特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額
- (2) 国民健康保険事業費納付金（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額
- (3) 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
- (4) 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
- (5) 保健事業に要する費用の額
- (6) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額
- ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額
- (1) 法第七十四条の規定による補助金の額
- (2) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この(2)において同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額
- (3) 法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
- (4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額
- ハ 当該年度における法第七十七条の規定による基礎賦課額の減免の額の総額
- 二 基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
- イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
- 三 当該基礎賦課額は、前号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。
- 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、第六号本文、第七号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が第九号の規定に基づき定められる当該基礎賦課額の限度額（第六号において「基礎賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。
- 五 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。
- 六 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を当該年度の地方税法の規定による固定資産税の額又は当該額のうち土地及び家屋に係る部分の額（以下「固定資産税額等」という。）に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、第四号本文、この号本文、次号及び第八号の規定に基づき基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

- 七 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分^{あん}して算定するものであること。
- 八 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。
- イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下このイ及び附則第四条第二項第五号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ロ及び次項第七号において「特定世帯」という。）の数に二分の一を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。ハ及び次項第七号において「特定継続世帯」という。）の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分^{あん}すること。
- ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。
- ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。
- 九 第三号の基礎賦課額は、六十一万円を超えることができないものであること。
- 3 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該後期高齢者支援金等賦課額（第五項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項及び附則第四条第三項第一号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
- イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額
- ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額
- (1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
- (2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額
- ハ 当該年度における法第七十七条の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額
- 二 後期高齢者支援金等賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
- イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
- ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
- 三 当該後期高齢者支援金等賦課額は、前号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計^{あん}額であること。
- 四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分^{あん}して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定

するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等賦課額の限度額（次号において「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を固定資産税額等に按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき後期高齢者支援金等賦課額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等賦課額が後期高齢者支援金等賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定するものであること。

七 第三号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定するものであること。

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第二号イ及びロの世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数で按分すること。

ロ 特定世帯 イに定めるところにより算定した額に二分の一を乗じること。

ハ 特定継続世帯 イに定めるところにより算定した額に四分の三を乗じること。

八 第三号の後期高齢者支援金等賦課額は、十九万円を超えることができないものであること。

4 市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該介護納付金賦課額（次項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項において「介護納付金賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第七十七条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ロにおいて同じ。）の額

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) 法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ 当該年度における法第七十七条の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

二 介護納付金賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

三 当該介護納付金賦課額は、前号イからハまでに掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

四 前号の所得割額は、第二号の所得割総額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得

金額等に^{あん}按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前号、この号本文、次号本文、第六号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が第八号の規定に基づき定められる当該介護納付金賦課額の限度額（次号において「介護納付金賦課限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

五 第三号の資産割額は、第二号イの資産割総額を介護納付金賦課被保険者に係る固定資産税額等に^{あん}按分して算定するものであること。ただし、当該市町村における介護納付金賦課被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第三号、前号本文、この号本文、次号及び第七号の規定に基づき当該介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該介護納付金賦課額が介護納付金賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、厚生労働省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

六 ^{あん}第三号の被保険者均等割額は、第二号の被保険者均等割総額を介護納付金賦課被保険者の数に^{あん}按分して算定するものであること。

七 第三号の世帯別^{あん}平等割額は、第二号イ及びロの世帯別平等割総額を介護納付金賦課被保険者が属する世帯の数に^{あん}按分して算定するものであること。

八 第三号の介護納付金賦課額は、十六万円を超えることができないものであること。

5 市町村による法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十一万円を乗じて得た金額を加算した金額（第四号又は第五号の規定による減額を行う場合には、同項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない場合においては、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を賦課しない市町村においては、被保険者均等割額）を減額するものであること。

二 前号の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百十三條第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに

定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を超えない世帯 十分の七

ロ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に二十八万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五

ハ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十一万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二

四 前号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、同号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 前号イに掲げる世帯 十分の六

ロ 前号ロに掲げる世帯 十分の四

五 前二号の規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、前二号の規定にかかわらず、当該市町村の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額の減額を行うことができること。

イ 第三号イに掲げる世帯 十分の五

ロ 第三号ロに掲げる世帯 十分の三

附 則

（退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の特例）

第四条 法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下この条及び次条において「退職被保険者等所属市町村」という。）について、第二十九条の七の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

2 退職被保険者等所属市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち退職被保険者等（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等をいう。以下この条において同じ。）に係る基礎賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該基礎賦課額は、当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者（退職被保険者等以外の被保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る保険料についての前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第二号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額の総額）であること。

二 前号の所得割額は、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第二号の所得割総額を当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（前項の規定により読み替えられた同条第二項第四号ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）の総額で除して得た率を乗じて算定するものであること。

- 三 第一号の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額等に、前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第二号イの資産割総額を当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額等（前項の規定により読み替えられた同条第二項第六号ただし書の規定に基づき当該固定資産税額等が補正された場合には、補正後の当該固定資産税額等）の総額で除して得た率を乗じて算定するものであること。
- 四 第一号の被保険者均等割額は、前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第七号の規定に基づき算定した額と同額であること。
- 五 第一号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額であること。
- イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第八号イに定めるところにより算定した額
- ロ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する法附則第六条第一項の規定による退職被保険者（ハにおいて「退職被保険者」という。）の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。） 前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第八号ロに定めるところにより算定した額
- ハ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限り。） 前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第八号ハに定めるところにより算定した額
- 六 第一号の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、前項の規定により読み替えられた第二十九条の七第二項第三号の基礎賦課額と第一号の基礎賦課額との合算額）は、六十一万円を超えることができないものであること。
- 3 退職被保険者等所属市町村による法第七十六条第一項の保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額についての法第八十一条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該後期高齢者支援金等賦課額は、当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者に係る保険料についての第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第二号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額の総額）であること。
- 二 前号の所得割額は、当該退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第二号の所得割総額を当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（第一項の規定により読み替えられた同条第三項第四号ただし書の規定に基づき当該基礎控除後の総所得金額等が補正された場合には、補正後の当該基礎控除後の総所得金額等）の総額で除して得た率を乗じて算定するものであること。
- 三 第一号の資産割額は、当該退職被保険者等に係る固定資産税額等に、第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第二号イの資産割総額を当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額等（第一項の規定により読み替えられた同条第三項第五号ただし書の規定に基づき当該固定資産税額等が補正された場合には、補正後の当該固定資産税額等）の総額で除して得た率を乗じて算定するものであること。
- 四 第一号の被保険者均等割額は、第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第六号の規定に基づき算定した額と同額であること。
- 五 第一号の世帯別平等割額は、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額であること。
- イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第七号イに定めるところにより算定した額

- ロ 前項第五号ロに掲げる世帯 第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第七号ロに定めるところにより算定した額
- ハ 前項第五号ハに掲げる世帯 第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第七号ハに定めるところにより算定した額
- 六 第一号の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第一項の規定により読み替えられた第二十九条の七第三項第三号の後期高齢者支援金等賦課額と第一号の後期高齢者支援金等賦課額との合算額）は、十九万円を超えることができないものであること。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十八号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。
第二十九条の七第二項第九号中「六十一万円」を「六十三万円」に改め、同条第四項第八号中「十六万円」を「十七万円」に改め、同条第五項第一号中「五十一万円」を「五十二万円」に、「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同項第三号口中「二十八万円」を「二十八万五千円」に改め、同号八中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

附則第一条の三中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第四条第二項第六号中「六十一万円」を「六十三万円」に改める。

附則第五条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第一条の三及び第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。
3 国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4 この政令による改正後の第二十九条の七第二項、第四項及び第五項並びに附則第四条第二項の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三